

神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運輸部門における脱炭素化を推進するため、第3条に掲げる事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項の燃料の種類が「電気」である自動車（以下「EV」という。）をいう。

(2) 充電設備

EVに充電するための設備であって、別表2及び3に定めるものをいう。

(3) 燃料電池自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項の燃料の種類が「圧縮水素」である自動車（以下「FCV」という。）をいう。

(4) 水素ステーション

FCVに燃料として水素を供給する設備をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 事業用等EVを導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県事業用等EV導入費補助金」という。）

(2) EV急速充電設備を整備する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県EV急速充電設備整備費補助金」という。）

(3) EV普通充電設備を整備する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県EV普通充電設備整備費補助金」という。）

(4) 乗用FCVを導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県乗用FCV導入費補助金」という。）

(5) FCトラックを導入し、運用する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県FCトラック導入費・燃料費等補助金」という。）

(6) FCフォークリフトを導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県FCフォークリフト導入費補助金」という。）

(7) 水素ステーションを整備する事業（これに対して県が交付する補助金を「神奈川県水素ステーション整備費補助金」という。）

2 前項の補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は別表1から別表7に定める要件及び次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（補助額の算出方法等）

- 第4条 補助額は、当該補助事業に要する経費のうち、別表1から別表7に定める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、別表1から別表7に定める方法で算出するものとする。ただし、補助額と国の補助金、国庫支出金その他の名称を問わず国からの給付と知事が認めるものの合計額が補助対象経費を超えないこととする。
- 2 前項の補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。
 - 3 第1項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（利益等の排除）

- 第5条 補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社からの調達（工事等を含む。）がある場合は、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。
- 2 補助事業者が次の各号のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。
 - (1) 補助事業者自身
 - (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業
 - (3) 補助事業者の関係会社（前号を除く。）
 - 3 利益等排除の方法は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業者の自社調達の場合
原価をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
 - (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直

近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合（前号の場合を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（交付申請の書類）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別表1から別表7に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付又は不交付の決定の通知）

第7条 交付又は不交付の決定は、別表1から別表7に定める様式により通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（変更の申請等）

第9条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表7に定める様式を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表7に定める様式により通知するものとする。ただし、変更を承認する場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表7に定める様式を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上

で、別表 1 から別表 7 に定める様式により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第 7 条第 1 項の規定による交付申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

2 前項の規定は、第 9 条に準用する。この場合において、前項中「交付の決定の通知」とあるのは、「変更の承認の通知」と読み替えるものとする。

(補助事業の実施)

第11条 補助事業者は、規則第 4 条の規定による交付決定を受けた以降に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手の日は、別表 1 から別表 7 に定めるとおりとする。

2 補助事業者は、交付の決定を受けた年度内で、知事が別に定める期日までに補助事業を完了しなければならない。補助事業の完了の日は、別表 1 から別表 7 に定めるとおりとする。

(状況報告及び調査)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、別表 5 に定める様式により、補助事業を実施する年度の 3 月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第 1 条第 1 項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第13条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、別表 1 から別表 7 に掲げる書類により、補助事業完了の日から 2 か月以内又は知事が別に定める期日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 知事は実績報告の内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第14条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第 7 条又は第

9条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表1から別表7に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、当該確定額は第7条又は第9条の規定により通知した交付決定額を超えることはできないものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(補助金の返還)

第16条 補助事業者は、前条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」という。）してはならない。

2 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、別表1から別表7に定めるとおりとする。

3 補助事業者は、処分制限期間の間に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとする場合は、あらかじめ別表1から別表7に定める様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表7に定める様式により通知するものとする。

5 知事は内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

6 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は

関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

- 7 知事は、第3項の規定により処分を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 8 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

（書類の整備等）

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第17条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。
 - 3 補助事業者が法人その他の団体である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

- 第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) 法人その他の団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

（暴力団の排除）

- 第20条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 法人その他の団体にあつては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があ
るもの。
- 2 知事は、交付の申請を受けたとき又は交付の決定をした以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して照会することができる。補助事業者は、知事が当該照会を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
 - 3 知事は、交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 4 前項の規定による取消しをした場合は、第16条を準用する。

（調査等への協力及び情報発信）

- 第21条 補助事業者は、県が補助事業終了後に必要に応じて行う調査等に協力するものと

する。

- 2 知事は、補助事業の結果及び前項の規定により補助事業者から報告された内容について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に関して情報発信する場合は、県の補助金の交付を受けた旨を示すものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月23日から施行する。
- 2 令和5年度にかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、当該要綱の規定に従うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度に神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、前項の規定による改正前の当該要綱の規定に従うものとする。

別表6 神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金

1 定義	別表6において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) F Cフォークリフト 燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるフォークリフトをいう。 (2) 環境省補助金 環境省が行う補助事業の中で、F Cフォークリフトに対して補助を行うものをいう。 (3) 環境省補助執行団体 環境省補助金を交付する事業を実施する者をいう。 (4) リース 契約の名称にかかわらず、F Cフォークリフトの貸主（以下別表6において「リース事業者」という。）が当該車両の借主（以下別表6において「使用者」という。）に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該車両を使用収益する権利を与え、借主は、当該車両の使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
2 第3条第1項の補助事業の範囲	(1) 第3条第1項第6号に掲げる事業であって、次のいずれかに該当するもの（以下別表6において「第6号補助事業」という。）とする。 ア 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。また、県内に事業所を有する法人に限る。以下別表6において同じ。）がF Cフォークリフトを導入する事業 イ リース事業者が、法人に対してリースするためにF Cフォークリフトを導入する事業（ただし、リース事業者は、リース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額を減額することを要件とする。）なお、転リースにより車両をリースする場合は、「リース事業者」を「リース事業者及び転リース事業者」に、「リース」を「転リース」にそれぞれ読み替える。） (2) 補助対象とするF Cフォークリフトは、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。 ア 一般販売されている新車であること。 イ 神奈川県内で使用すること。 ウ 車両販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。
3 第3条第2項の補助事業者	(1) 第6号補助事業を実施し、かつ、F Cフォークリフトの導入について、環境省補助執行団体が交付する環境省補助金の交付申請を行った者とする。 (2) 車両をリースにより導入する場合は、使用者の同意を得てリース事業者と使用者が補助事業者になるものとし、環境省補助執行団体

	が交付する環境省補助金の交付申請を行った者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとする。
4 第4条第1項の補助対象経費	第6号補助事業に要する経費のうち、環境省補助執行団体が交付する環境省補助金の補助対象経費と、当該車両と同規模・同等仕様である一般的なエンジン式車両の導入経費との差額。ただし、第5条に該当する場合は、利益等相当分の排除を行うものとする。
5 第4条第1項の補助額の算出方法	次のうちいずれか低い額とする。 (1) 第6号補助事業に係る補助対象経費に2分の1を乗じた額 (2) 5,000千円
6 第6条の交付申請の提出書類	(1) 神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金交付申請書（第1号様式） (2) 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙1） (3) 補助事業者に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から3か月以内のもの）の原本又は写し (4) 車両をリースにより導入する場合は、共同申請同意書（第1号様式別紙2） (5) 補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社から調達する場合は、利益等の排除に関する書類 (6) 環境省補助金の交付申請書の写し (7) 環境省補助金の交付申請に係る書類一式の写し (8) その他知事が必要と認める書類
7 第7条の交付又は不交付の決定の通知に係る様式	補助金の交付を決定したときは、神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。
8 第9条第1項の変更の申請に係る様式	神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金変更承認申請書（第4号様式）。車両をリースにより導入する場合は、変更承認共同申請同意書（第4号様式別紙）を添付する。
9 第9条第2項の変更の承認等の通知に係る様式	変更を承認したときは、神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、変更を承認しなかったときは、神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知する。
10 第9条第3項の中止又は廃止の申請に係る様式	神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）。車両をリースにより導入する場合は、中止・廃止承認共同申請同意書（第7号様式別紙）を添付する。
11 第9条第4項の中止又は廃止の承認等の通知に係る様式	中止又は廃止を承認したときは、神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第8号様式）により、中止又は廃止を承認しなかったときは、神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により通知する。

12 第11条第1項の補助事業の着手の日	次の各号に掲げる日のうち、最も早い日とする。 (1) 車両の引渡のあった日 (2) 全額の代金支払が完了した日（割賦販売（所有権留保条項付売買契約により自動車販売業者、ローン会社等が車両の所有者となるものをいう。以下別表6において同じ。）等にあつては、その契約日又はその契約額を除く全額の代金支払が完了した日のいずれか遅い日）	
13 第11条第2項の補助事業の完了の日	次の各号に掲げる日のうち、最も遅い日とする。 (1) 車両の引渡のあった日 (2) 全額の代金支払が完了した日（割賦販売等にあつては、その契約日又はその契約額を除く全額の代金支払が完了した日のいずれか遅い日）	
14 第13条の実績報告の書類	(1) 神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金実績報告書（第10号様式） (2) 環境省補助金の完了実績報告書の写し (3) 環境省補助金の実績報告に係る書類一式の写し (4) 環境省補助金の交付決定通知書の写し (5) 車両をリースにより導入する場合は、車両賃貸借契約書の写し (6) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者名義の口座に限る。） (7) 車両の仕様等を変更した場合で、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼすことがないときは、神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金仕様変更報告書（第10号様式別紙）及び変更に係る書類 (8) その他知事が必要と認める書類	
15 第14条の補助金の額の確定に係る様式	神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金交付額確定通知書（第11号様式）	
16 第17条第2項に規定する知事が定める財産の種類及び期間	財産の種類	期間
	F Cフォークリフト	4 年
17 第17条第3項の財産の処分に係る様式	神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金財産処分承認申請書（第12号様式）	
18 第17条第4項の財産の処分の承認等の通知に係る様式	処分を承認したときは、神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金財産処分承認通知書（第13号様式）により、処分を承認しなかったときは、神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金財産処分不承認通知書（第14号様式）により通知する。	